

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を変更し、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/>）から閲覧することができる。

令和5年（2023年）11月9日

北海道知事 鈴木 直道